

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29年 9月 27 日

申請者 氏名又は名称 株式会社浦岡設備技研

住所

奈良県宇陀市大宇陀追間48番地

代表者氏名

代表取締役 浦岡英夫

電話番号

TEL 0745-83-0265

FAX番号

FAX 0745-83-1850

メールアドレス

necytc969@yb6.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
①	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
④	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
⑤	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
⑥	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 27 日

申請者 氏名又は名称

株式会社浦岡設備技研

住 所

奈良県宇陀市大字陀迫間48番地

代表者氏名

代表取締役 **浦岡英夫**



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 <b>浦岡英夫</b> 取締役 <b>浦岡大輔</b> <b>浦岡正代</b> <b>浦岡清香</b>	
事 業 の 範 囲	上下水道工事 給排水衛生設備工事及び保守点検業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社浦岡設備技術
上記事業所の所在地	郵便番号 〒633-2166 住所 奈良県宇陀市大宇陀追間48番地 電話番号 TEL 0745-83-0265 FAX 0745-83-1850 メールアドレス mcytc969@ybb.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
浦岡英夫 浦岡大輔 北脇雄一	84641 222266 84647

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表

# 機械器具調書

平成29年9月27日現在

種別	名称	型式・性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	電動塩ビ管カッター	VCC-200	2台	
	塩ビ管チェンソー		1台	
	電動スーパーソー	JST-100	2台	
	電動レシプロソー		2台	
	塩ビ管スーパーソー	300mm,355mm	10丁	
	金切鋸	300mm弓鋸	3丁	
	エンジンカッター	HC-551AV,K-65	2台	
管の加工用の機械器具	電動捻切機	MCC-80W SuperMini40	1台 1台	
		REX S25A3	2台	
		SMS345	1台	
	手動捻切機	10A~50A	3台	
	面取器	13A~75A	8丁	
管の接合用の機械器具	トーチランプ	ガソリン ガス	2丁 5丁	
		LPGバーナー	2台	
	電熱接合器		1台	
	パイプレンチ	250mm~900mm	21丁	
	チェンレンチ		5丁	
	パイプ挿入器		1台	
水圧テストポンプ	電動加圧ポンプ		2台	
	手動テストポンプ		2台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29年 9月 27日

申請者

氏名又は名称 株式会社浦岡設備技研

住 所 奈良県宇陀市大宇陀追間48番地

代表者 氏名

代表取締役

浦岡英夫



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市大宇陀迫間48番地  
株式会社浦岡設備技研

会社法人等番号	1500-01-021779
商 号	株式会社浦岡設備技研
本 店	奈良県宇陀市大宇陀迫間48番地
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成29年9月1日
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 上下水道工事業</li> <li>2. 給排水衛生設備工事及び保守点検業務</li> <li>3. 住宅、店舗、事務所等の増改築並びにリフォーム</li> <li>4. 建設業</li> <li>5. 土木建築工事業</li> <li>6. 住宅設備機器の販売</li> <li>7. 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業</li> <li>8. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業</li> <li>9. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業</li> <li>10. 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業</li> <li>11. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ul>
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	<p>取締役 浦岡英夫</p> <p>取締役 浦岡大輔</p> <p>取締役 浦岡正代</p>

奈良県宇陀市大宇陀迫間48番地  
株式会社浦岡設備技研

	取締役 浦岡清香
	奈良県宇陀市大宇陀迫間48番地 代表取締役 浦岡英夫
登記記録に関する 事項	設立 平成29年9月1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年9月7日  
奈良地方法務局桜井支局  
登記官

肥田上



定 款

株式会社 浦岡設備技研

本定款は現行のもと相違ありません。平成27年9月7日

奈良県宇陀市大宇陀追間48番地

株式会社浦岡設備技研

代表取締役 浦岡英夫



# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社 浦岡設備技研と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道工事業
2. 給排水衛生設備工事及び保守点検業務
3. 住宅、店舗、事務所等の増改築並びにリフォーム
4. 建設業
5. 土木建築工事業
6. 住宅設備機器の販売
7. 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
8. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業
9. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業
10. 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業
11. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県宇陀市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手 数 料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定める。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1

期とする。

(剩余金の配当)

第29条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剩余金の配当を行う。

(剩余金の配当の除斥期間)

第30条 剩余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は次のとおりとする。  
金10,000,000円

(設立時発行株式に関する事項)

第32条 当会社の設立時発行株式に関する事項は、次のとおりとする。  
発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数  
普通株式 200株  
設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額  
1株につき 金50,000円  
成立後の株式会社の資本金の額に関する事項  
資本金 金10,000,000円

(最初の事業年度)

第33条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成30年8月31日までとする。

(発 起 人)

第34条 発起人の氏名又は名称、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。  
奈良県宇陀市大宇陀追間48番地  
浦岡英夫  
普通株式 100株 金5,000,000円

奈良県宇陀市大宇陀追間48番地の1

浦岡清香

普通株式 100株

金5,000,000円

(定款に定めのない事項)

第35条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 浦岡設備技研設立のため、発起人浦岡英夫外1名の定款作成代理人である司法書士森本正は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成29年7月31日

発起人 浦岡英夫

発起人 浦岡清香

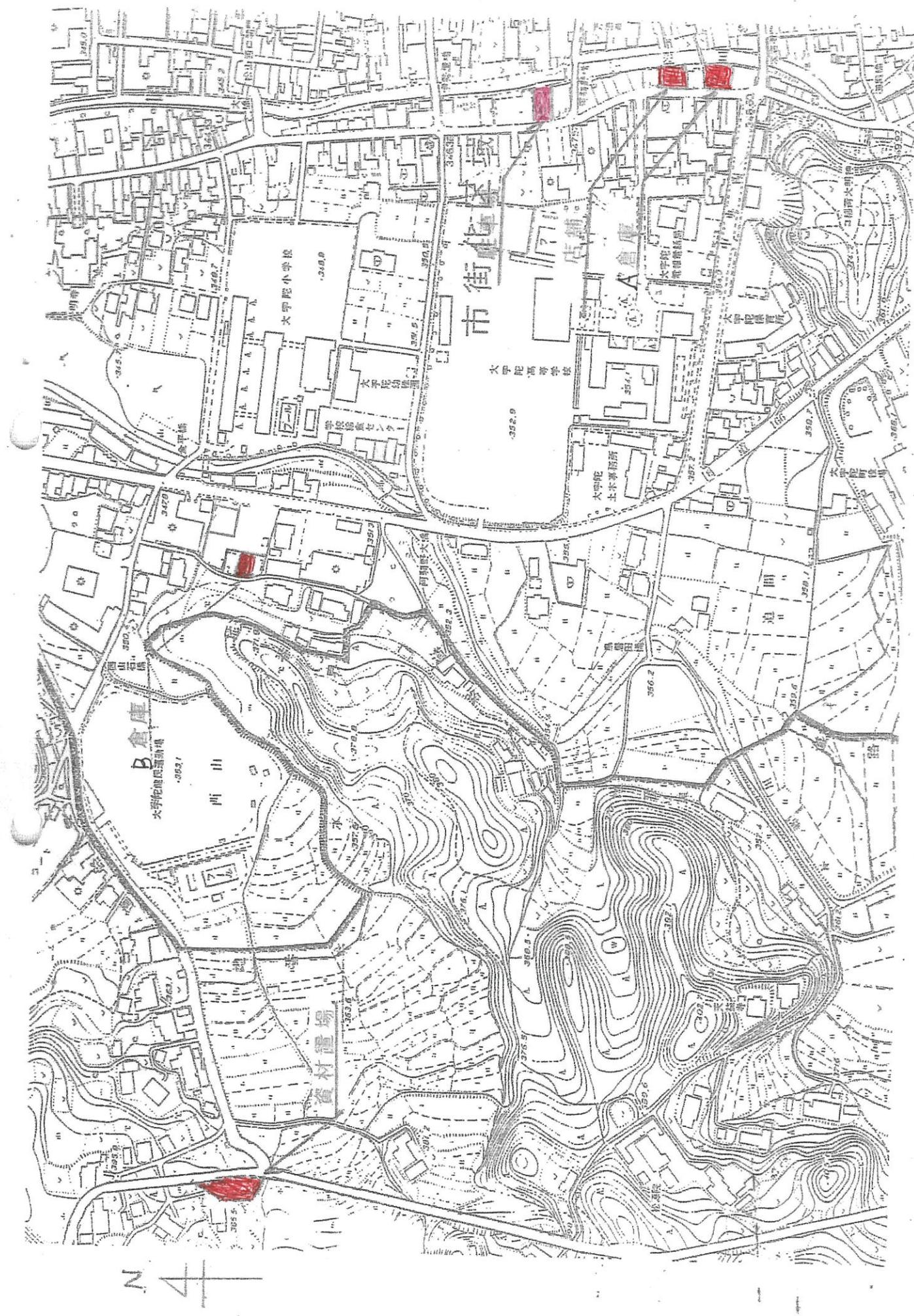
上記発起人2名の定款作成代理人

奈良県橿原市曲川町五丁目13番18号

司法書士 森本 正

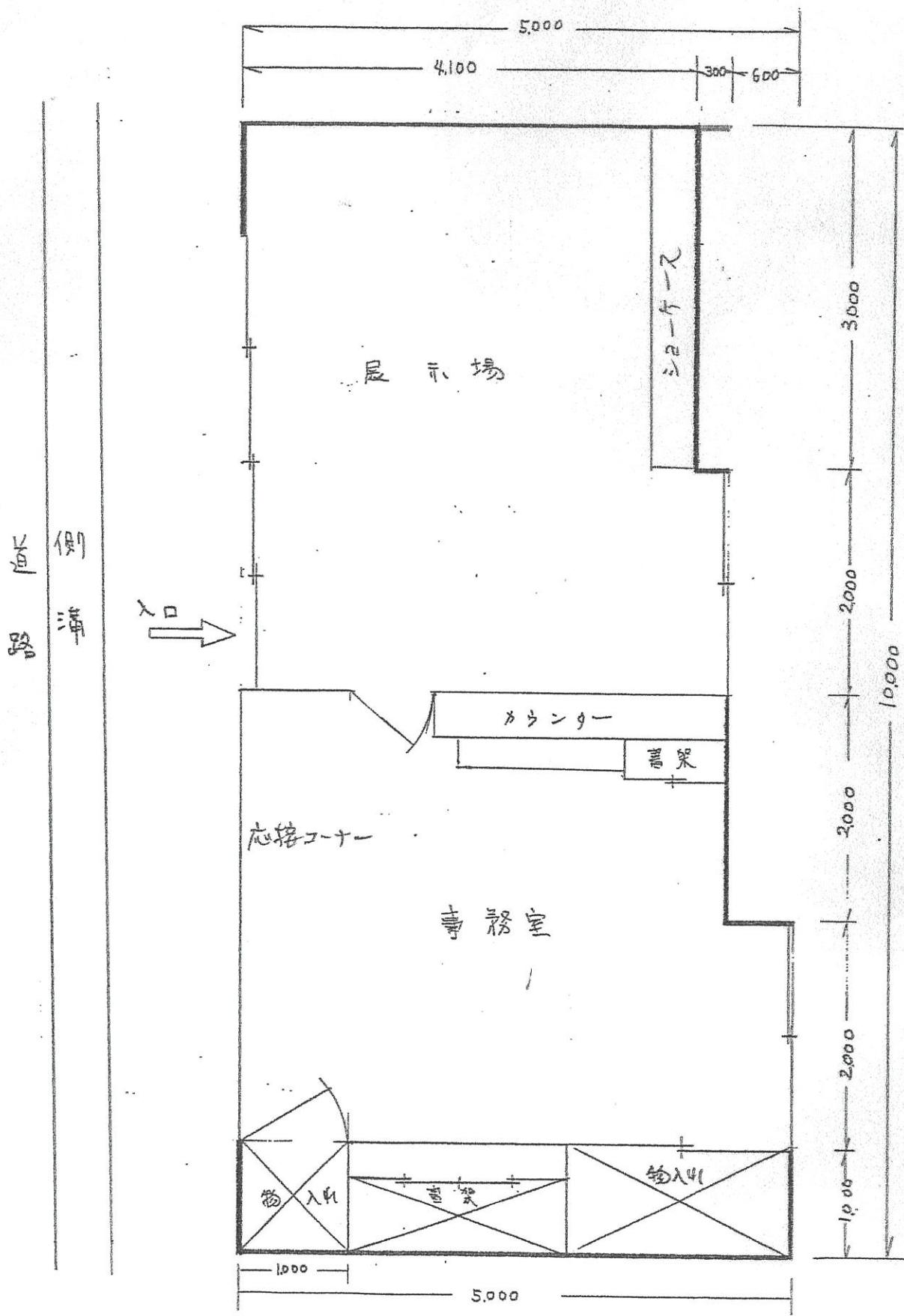


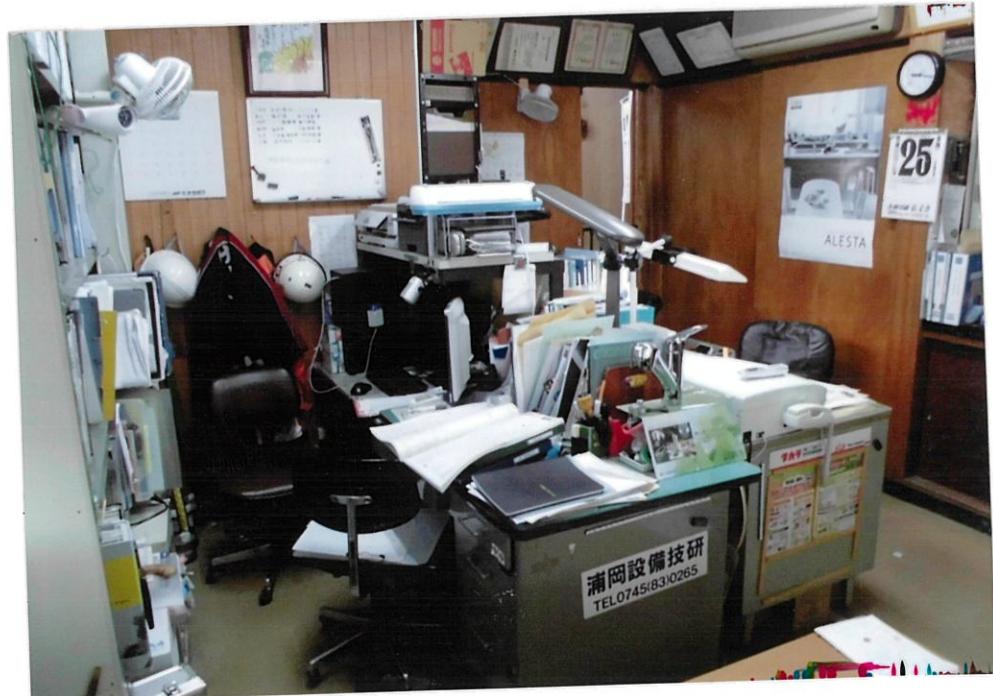
(株)浦岡設備技研周辺図



店舗見取り図 S=50:1

N  
4





第八四六四一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 浦岡英夫

昭和十七年十一月十六日生

水道法(昭和六年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下創平



第一二一六六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

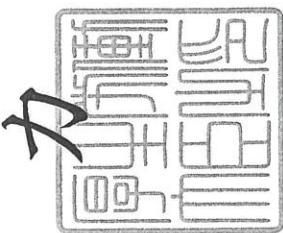
氏名 浦岡大輔

昭和四十八年十月二十日生

水道法(昭和三十二年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十六年三月十九日

厚生労働大臣 坂口



第八四六四七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

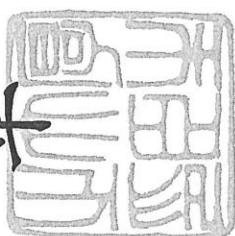
氏名 北脇雄一

昭和二十七年五月二十二日生

水道法(昭和二年法律第百七七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下創平



第八四六四一号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

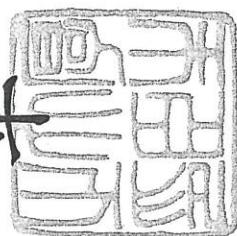
氏名 浦岡英夫

昭和十七年十一月十六日生

水道法(昭和三年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置工事技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下創平



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29年 9月 27日

申請者 フリガナ

名称 株式会社浦岡設備技研

住所 奈良県宇陀市大宇陀追間48番地

代表者氏名

代表取締役

浦岡英

電話番号

TEL 0745-83-0265

FAX番号

FAX 0745-83-1850

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成29年9月27日

届出者 株式会社浦岡設備技研  
代表取締役 浦岡英夫



選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任

~~解任~~

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 浦岡設備技研	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
浦岡英夫	84641	
浦岡大輔	222266	
北脇雄一	84647	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

第一二一六六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

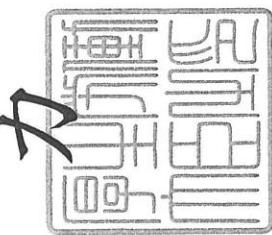
氏名 浦岡大輔

昭和四十八年十月二十日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十六年三月十九日

厚生労働大臣 坂口



第八四六四七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 北脇雄一

昭和二十七年五月二十二日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下創平

